指定訪問介護事業
及び
指定訪問型サービス事業
（重要事項説明書）

令和７年４月１日改訂版

事業者：公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション

社会医療法人
公徳会

1　事業の目的及び運営の方針

（1）事業の目的

社会医療法人公徳会が開設する指定訪問介護事業所及び指定訪問型サービス事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定訪問型サービス事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態、総合事業チェックリストに該当する高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し適正な指定訪問介護及び指定訪問型サービスを提供することを目的とする。

（2）運営の方針

①事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

②事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

③サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

④従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

⑤事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑥利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

⑦地域共生社会の実現のために、当事業所は地域住民等と相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めるものとする。

2．　業所の概要

当事業所の概要

事業所名	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
所在地	〒999-2221　山形県南陽市椚塚９４８番地の１ 電話番号：0238-40-0472　　ＦＡＸ番号：0238-40-0377
指定事業者番号	０６７１９００５４６
通常の事業の実施地域	南陽市　・　高畠町　・　川西町　・　長井市

（注）　上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

（１）当事業所の職員体制

職　種	常　勤	非常勤	計	勤務体制
管理者兼 サービス提供責任者	１名		１名	午前８時30分～ 午後５時00分 （利用者希望に合わせ 要相談対応可能）
サービス提供責任者 兼ホームヘルパー	２名以上		２名以上	
ホームヘルパー（内１名以上 サービス提供責任者兼務）	５名以上	４名以上	１０名以上	

（２）営業日及び営業時間

月曜日　～　日曜日	午前８時３０分　～　午後５時００分

３　サービスの内容

サービスの種類	内　容
訪問型独自サービス	生活援助（買い物、調理、掃除、洗濯等）
身体介護	食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換等
生活援助	買い物・調理・掃除・洗濯等

４　利用料金

(1)　利用料金

介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担になります。

■　訪問型独自サービス　　　　　　　　提供時間４５分

利用形態		基本利用料 １ヵ月当たり	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負額 (3割)
要支援１	週１回程度のご利用の場合	11,170円	1,117円	2,234円	3,351円
	週 2 回程度のご利用の場合	22,320円	2,232円	4,464円	6,696円
要支援２	週１回程度のご利用の場合	11,170円	1,117円	2,234円	3,351円
	週 2 回程度のご利用の場合	22,320円	2,232円	4,464円	6,696円
	上記以上のご利用の場合	35,410円	3,541円	7,082円	10,623円

■　高畠町訪問型独自サービス　　　　　提供時間１時間程度

利用形態		基本利用料 １ヵ月当たり	利用者負額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負額 (3割)
要支援１	週１回程度のご利用の場合	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円

	週２回程度のご利用の場合	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
要支援２	週１回程度のご利用の場合	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
	週２回程度のご利用の場合	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
	上記以上のご利用の場合	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

身体介護、生活支援

○　要介護１～要介護５　　特定事業所加算Ｉを含む（所定単位数の２０％加算）

サービス提供区分		提供時間帯	介護報酬額	利用者負担額		
				１割	２割	３割
身体介護	20 分未満	午前８時～午後６時	1,960 円	196 円	392 円	588 円
	20 分以上 30 分未満		2,930 円	293 円	586 円	879 円
	30 分以上１時間未満		4,640 円	464 円	928 円	1,392 円
	１時間以上 １時間 30 分未満		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	午前８時～午後６時	2,150 円	215 円	430 円	645 円
	45 分以上		2,640 円	264 円	528 円	792 円

注）　利用者の同意を得て、２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

注）　早朝・夜間帯：午前 6 時 - 午前 8 時、午後 6 時 - 午後 10 時については 25%増しとなります。

注）　深夜帯：午後 10 時 - 午前 6 時については 50%増しとなります。

○　加算料金

初回加算　　新規につき 2,000 円加算（利用者負担額１割：200 円、2 割 400 円、3 割 600 円）
算定要件（訪問介護及び訪問型サービスが適用）
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

緊急時訪問介護加算　１回につき 1,000 円加算（利用者負担額１割：100 円、2 割 200 円、3 割 300 円）
算定要件（要介護１~要介護５の利用者のみ適用）
利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は

その他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　所定金額（基本利用料　+　各種加算減算額）に 18.2%乗じた金額

特定事業所加算（Ⅰ）　利用料の 20%加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる場合。

【体制要件】

（１）訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修

（２）利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催

（３）利用者情報の文章等による伝達、訪問介護等からの報告

（４）健康診断等の定期的な実施

（５）緊急時等における対処方法の明示

（６）病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡ができる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等

（７）24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できること

【人材要件】

（１）介護員等のうち介護福祉士の占める割合が 30%以上、または介護福祉士、実務者研修修了者､並びに介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が 50%以上。

（２）全てのサービス提供責任者が 3 年以上の実務者経験を有する介護福祉士、または 5 年以上の実務者経験を有する実務者研修修了者。介護職員基礎研修課程修了者・１級課程修了者。

【重度者等対応要件】

（１）利用者のうち、要介護 4、5 である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が 20%以上。

（２）看取り期の利用者への対応実績が１人以上であること（併せて体制要件（６）の要件を満たすこと）。

⑵ 上記以外の料金

・交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が利用者を訪問するための交通費の実費が必要となる場合があります。なお、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し同意を得ます。利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね１５㎞以上１㎞につき２３円とします。ただし、公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーションから自宅までの換算とします。

・キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急連絡ください。ただしやむを得ない事情の場合キャンセル料は不要とします。

（連絡先：TEL0238-40-0472）

ご利用の 12 時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金（加算を含む）の 30%

（3）その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する電気、水道、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求書を郵送致します。（毎月 27 日までにお支払ください。）

お支払方法は、口座振替、口座振込み、現金支払いの 3 通りの中からご契約の際に選べます。ご入金確認後、領収書の発行となります。

5　サービス提供の方法

（1）サービスの利用開始に当たり

① 利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談します。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。

② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約します。

③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」及び「介護予防支援計画」を作成します。「訪問介護計画」及び「介護予防支援計画」の同意を得てサービスを開始します。

④ 「居宅サービス計画（ケアプラン）」「訪問介護計画」及び「介護予防支援計画」に基づき、担当訪問介護員等がサービスの提供をします。

⑤ サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画及び介護予防支援計画の評価・見直しをします。

（2）サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了される場合

人員不足などでやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヵ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 利用者の要介護認定区分・要支援区分、その他総合事業チェックリストに非該当（自立）と認定された場合
- 利用者が死亡した場合

④　その他

イ．次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

- 当該事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 守秘義務に違反した場合
- 利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 当事業者が破産した場合

ロ．次の場合、当事業所は、文書で通知することにより、行政に報告し、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

・

- 利用者がサービス利用料金の支払いを３カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、３０日以内に支払われない場合
- 利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。

6　サービスの内容に関する苦情

当事業所の訪問介護に関する相談・苦情については、次のところで賜ります。

担　当　者	訪問介護　管理者　　梅津　真理子
電 話 番 号	0238-40-0472
対 応 時 間	午前 8 時 30 分　～　午後 5 時 00 分

行政機関その他の苦情受付機関

南陽市役所	介護管理係	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
川西町役場	福祉介護課	東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1	0238-42-6638
高畠町役場	町民課	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-1111
長井市役所	福祉あんしん課	長井市栄町１番１号	0238-82-8011
山形県国民健康保険団体連合会	苦情担当課	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006 0237-83-3354(FAX)

7　情報開示

（１）利用者は、当事業所が保有する自己に関する個人情報について、指定の書式に基づいて開示を請求することができます。

（２）情報の提供及び開示は、利用者本人からの申請に基づいて、利用者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は利用者本人であっても提供あるいは開示しないことがあります。

①　本人が合理的判断をできない状態にある場合

②　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

③　当事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

④　利用者への情報が、当該事業所の職員を除く第三者の不利になると考えられる場合

⑤　開示することが法令に違反する場合

（3）記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとします。

8　緊急時における対応方法

訪問介護員等は、サービス実施中に利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告します。

・連絡先及び対応時間等

業務終了後は電話転送による受付になります

担　当　者	訪問介護　管理者　　梅津　真理子
電 話 番 号	0238-40-0472
対 応 時 間	午前8時30分　～　午後5時00分

・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて相談に対応する体制を確保しています。

9　事故発生時における対応

事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０　ハラスメント対策

別に定める法人規定・就業規則（第54条・55条）に基づき、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針を明確化等、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ次のとおり必要な措置を講じてまいります。

（1）利用者またはその家族が、事業者または訪問介護員に対して、身体・精神的な攻撃、威圧的な言動、差別、セクシャルハラスメント、プライバシーの侵害、その他社会通念上不当な要求・言動により訪問介護員の就業環境が害され、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合は契約を解除する。

１１　お支払い方法

□	口座振替（利用者の口座から引き落としになります。）
□	口座振込み（利用者に指定口座へ振り込んで頂きます。）
□	現金支払い

令和　　　年　　　月　　　日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

法　　人　　名	社会医療法人　公徳会
代表者職・氏名	理事長　佐藤　忠宏
所　　在　　地 （主たる事業所）	〒９９９－２２２１ 山形県南陽市椚塚９４８番地の１ 電話番号：０２３８－４０－３１７０
事業所所在地	〒９９９－２２２１ 山形県南陽市椚塚９４８番地の１
事業所代表者	ほのぼのケアサービス 施設長　色摩　繁康
事　業　所　名	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
説明者職・氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住　　所	〒
	氏　　名	
代理人	住　　所	〒
	氏　　名	